

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○福島県監査委員
監査公表十二件

福島県監査委員

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成26年 8月22日

福島県監査委員	小 山	善 繼
福島県監査委員	三 村	博 昭
福島県監査委員	美 馬	武 千代
福島県監査委員	尾 形	克 彦

- 1 監査実施期間 平成26年 6月10日～平成26年 7月29日
- 2 監査対象機関 公所13箇所
- 3 監査の結果

平成25会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
大阪事務所	平成26年 7月 3日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年 5月20日
名古屋事務所	平成26年 7月 4日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年 5月23日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県南保健福祉事務所	平成26年 7月10日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年 6月 3日 平成26年 6月 4日

南会津保健福祉事務所	平成26年7月8日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年6月3日 平成26年6月4日
衛生研究所	平成26年7月8日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年4月23日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項
・ 児童福祉施設入所費負担金の現年度徴収率が、県平均を下回りかつ前年度を下回っている。
（県南保健福祉事務所）
上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
ハイテクプラザ	平成26年7月24日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年6月6日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項
・ 行政財産使用に伴う管理経費（6か月分の電気料金及び水道料金実費負担分）について、額の確定後速やかに調定すべきところ、年度を越えて平成26年5月に調定を行っている。
（ハイテクプラザ）

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県中農林事務所	平成26年7月24日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年6月19日 平成26年6月20日
水産試験場	平成26年7月10日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年5月16日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
小名浜港湾建設事務所	平成26年7月29日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年6月12日 平成26年6月13日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
会津教育事務所	平成26年6月10日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年4月22日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
郡山警察署	平成26年7月8日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年5月15日
会津若松警察署	平成26年6月10日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年4月24日

いわき中央警察署	平成26年 7月10日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年 5月22日
----------	-------------	-------	-------	------	-------------

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
(監査総務課)

監査公表第17号

平成26年3月28日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年 8月22日

福島県監査委員 小桧山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26教財第218号
 平成26年 5月30日

福島県監査委員 小桧山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県教育委員会委員長 小 野 栄 重 嗣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第224号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

安積黎明高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 職員手当の支給に不適正なものがある。 「事実」 平成25年4月1日付け人事異動により着任した教員Aに対し、単身赴任手当及び住居手当（留守家族）の支給対象外職員であるにも関わらず、当該手当を平成25年4月から同年11月までの8か月間、総額340,000円を誤謬支給している。</p> <p>単身赴任手当 正当支給額 0円 既支給額 232,000円 誤支給額 232,000円</p> <p>住居手当（留守家族） 正当支給額 0円 既支給額 108,000円 誤支給額 108,000円</p> <p>「是正・改善等の意見」 職員手当支給の認定に当たっては、制度の趣旨、関係条例、規則及び運用基準を正しく理解し、誤謬が生じないよう事務処理の改善を図るとともに、チェック体制を確立すること。 なお、誤謬による支給を平成23年4月から開始していることから、教育庁職員課と協議の上、必要な措置を講ずること。</p>	<p>誤支給分について返納処理を行い、平成26年3月20日に全額が返納されました。 今後、職員手当の支給に当たっては、支給要件等を全職員に周知徹底し、また組織内でのチェック機能を十分働かせ、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

(監査総務課)